

白神山地世界遺産地域管理計画（案）に対する意見要旨と対応

平成 25 年 1 月 25 日～2 月 25 日に実施しました『「白神山地世界遺産地域管理計画（案）」に対する意見公募』について、16 名より 71 件の意見をいただきました。提出された意見については、白神山地世界遺産地域科学委員会からの助言を踏まえ、白神山地世界遺産地域連絡会議において管理計画への反映等の対応を協議しました。提出された意見の要旨と対応は以下の通りです。

なお、今回いただいた意見の中には入山の取扱い等、利用のあり方に対する意見が多く見られました。入山の取扱い等の見直しにあたっては人の利用が遺産地域に及ぼす影響についての科学的なデータを積み重ねると共に、時間をかけて多くの関係者の意見を集約する必要があります。これらの利用の取扱いについては、まずは現状のデータを科学委員会において分析し、継続的に検討を進めて参ります。

白神山地世界遺産地域連絡会議

平成 25 年 7 月 12 日

□本文

項目	意見の要旨	対応
<p>1. はじめに</p> <p>1 行目</p> <p>9 行目</p>	<p>意見 1 「純度の高さ」の意味が不明。ここでは、原生的なブナ林の連続性を述べるべき。例えば、「…ブナ林は、すぐれた原生状態でかつ途切れないひろがりを持ち…」とする。</p> <p>意見 2 「…位置づけ、<u>人類全体のための世界の遺産として国際的な協力及び援助の基に、国の義務として保護し、保存し、整備し</u>後世に引き継いで…」とする。これまでの管理計画は、世界遺産条約の目的・意義を反映した内容になっておらず、国民・関係者に伝わらない内容であったため、条約の前文及び第 4 条～7 条までの主旨を再確認した内容にする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「…ブナ林は、純度<u>優占度</u>の高さやすぐれた原生状態の保存…」 (1頁)</p> <p>条約の目的や意義については、別添「巻末付表等」に記載しているため、原文のとおりとします。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ「巻末付表等」に記載されている「世界遺産条約の概要」の 2. 目的を条約の記載に合わせて以下の通り修正します。</p> <p>「世界の文化遺産及び自然遺産を<u>人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から効果的に保護するため</u></p>

		<p>の国際的な協力及び援助の体制を確立する、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。」(巻末付表等)</p>
2. 目的		
1 行目	<p>意見3 世界遺産条約の目的・意義を反映した内容として、「価値をより良い形で」を「普遍的な価値を保護し、保存し、整備して」に改める。</p>	同上
8 行目	<p>意見4 管理計画制定後 17 年経過し、関係内水面漁業協同組合や環白神エコツアーリズム推進協議会との連携・共同といった、多様な保護と利用が期待されていることから、「…地元市町村 (…) <u>及び関係団体の参加</u>を求めつつ…」に改める。</p>	<p>地元市町村をはじめ、多様な主体に幅広い協力を求めることとしており、原文のとおりとします。</p>
3. 遺産地域の概要		
(1) 総説		
18 行目	<p>意見5 「地形が急峻なために」だけが「人為の影響をほとんど受けることなく」となったのかについて、記述不足と考える。ブナは、以前は利用価値が低く価格が高くなかったこと、ブナの乾燥機器がなく利用が限定されていたことも要因と考える。せめて「等」を加えたらどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「遺産地域は、<u>多雪環境を反映したブナ林と急峻な地形を有したこの白神山地の中心部に位置しており、地形が急峻なために人為の影響をほとんど受けることなく、原生的なブナ天然林が大面積にわたって成立してきた地域である。」(3 頁)</u></p>

	<p>意見6 「遺産地域は、<u>首都圏から遠く、急峻な地形・多量の積雪とも相まって、近代的な伐採の影響を受けることが少なかった</u>白神山地の中心部に位置して<u>おり</u>、原生的なブナ天然林が大面積にわたって残存してきた地域である。」とする。「急峻」の根拠がなく、誤った記述。白神山地よりはるかに険阻な山々の森林も広く伐採されており、白神山地のブナ林が広く残存したのは、中央から遠かったのがもっとも大きな理由である。</p>	<p>同上</p>
<p>(2) 位置等</p>		
<p>(3) 自然環境 ア. 地形・地質 イ. 気候 1 行目</p>	<p>意見7 「<u>険しい地形</u>」と「<u>比較的緩やかな傾斜をなしており</u>」は記載が矛盾している。「白神山地の青森県側は、岩木川水系の大川（西目屋村）…秋田県川は米代川水系の粕毛川（藤里町）などの河川の解析によって、深い溪谷が形成されている。」にすると矛盾が生じない。</p> <p>意見8 「白神山地は日本海側の気候に属していることから、<u>日本国内でも特に四季の移り変わりが明瞭である。</u>」などのように変える。日本は基本的にどこでも四季の移り変わりは明瞭であるにも関わらず、日本海側気候だから明瞭であるといっているように読める。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下線部を追加します。 「一方、<u>そのような侵食の及んでいない尾根付近は比較的緩やかな傾斜を成しており…</u>」（4頁）</p> <p>ご意見を踏まえ、下線部を追加します。 「白神山地は、日本海側の気候に属しており、<u>日本国内でも特に四季の移り変わりが明瞭である。</u>」（4頁）</p>

ウ. 植物

4 頁 3 行目 **意見 9** 「ブナーオオバクロモジ群集」ではなく「ブナーチシマザサ群集」ではないか。『日本のブナ林群落の植物社会学的新体系』によると、“ブナーオオバクロモジ群集”は“ブナーチシマザサ群集”に含まれる。

ご意見のとおり修正します。

「…ブナ林の植生タイプである~~ブナーオオバクロモジ群集~~ブナーチシマザサ群集に代表される。」(4 頁)

4 頁 6 行目 **意見 10** 「主要山岳の山頂付近の露岩地などには局所的にハイマツ群落も発達している」などに変える。「高度 1,000m 以上の」が「露岩地」を修飾しているつもりかもしれないが読み取れない。

ご意見を踏まえ、下線部を追加します。

「…風衝型群落がみられ、山頂付近の露岩地などには局所的にハイマツ群落も発達している。」(4 頁)

4 頁 8 行目 **意見 11** 「草本群落としては、白神岳山頂付近の尾根上…」と記載されているが、その後の「突出した露岩では、アオモリマンテマやシコタンソウなどで…」は特定の別の稜線部のことを言っている。希少な植物が多く重要な地域なので場所を具体的にした方がよい。

希少種の生育地を特定する表現はあえて控えた記載となっています。ご意見を踏まえ、下線部を追加します。

「さらに、一部の突出した岩石の露頭箇所では、アオモリマンテマやシコタンソウなどで構成される草本群落…」(5 頁)

5 頁 11 行目 **意見 12** 「ミヤマハンショウヅル」とあるが、白神山地にあるのはコミヤマハンショウヅルなので訂正を要する。奥羽地方の高山に分布する種で希少性では前種と同等。

ご意見を踏まえ、下線部を追加します。

「…シナノキンバイ、コミヤマハンショウヅルといった各種の高山植物などの貴重な植物がみられる。」(5 頁)

<p>エ. 動物</p> <p>19 行目</p>	<p>意見 13 「魚類は、溪流にイワナ、カジカが生息している。」は事実として間違っていないが、かつては現在の遺産地域まで、遡河性のアメマス・サクラマス・アユ・ヤツメウナギ、それにヤマメが生息していたことを、事実として述べるべきではないか。</p> <p>意見 14 魚類の記述が極めて貧弱なので、補強する。</p>	<p>他の記載と合わせ、ここでは現に生息が確認されている種について記載しています。ただし、遺産地域に限定したデータは限られているため、遺産地域とその周辺も含めた記載としていること及び意見 14 も踏まえ、以下の通り修正します。</p> <p>「魚類は、溪流に全域にエゾイワナ、カジカ大卵型が生息し、一部の河川でスナヤツメ、エゾウグイが確認されている。」(5 頁)</p> <p>同上</p>
<p>(4) 社会環境</p> <p>ア. 歴史</p> <p>11 行目</p>	<p>意見 15 「流木」については目屋地域に止まらず、白神山地の全域の河川流域に於いて行われていたことを追記してほしい。</p>	<p>本項では、白神山地に関わる主要な歴史について文献等を確認できたものを記載しているものであり、原文のとおりとします。</p>

19 行目

意見 16 「昭和 60 年代に入り、白神山地では春秋林道をめぐる議論があり、…」と簡易に記載されているが、白神山地が世界遺産登録となった経緯は反対運動を契機として世論の盛り上がり、熱心に尽力された方々の活動が背景にある。記述が簡易過ぎ、後世に引き継ぐべき“大切な遺産登録に携わった人達の心、意気、精神”の伝承が伝わらず、単なる騒動と捉えかねなく、形式的な遺産地域継承となりかねないことを危惧する。

ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。

「その後、昭和 60 年代に入り、白神山地では春秋林道をめぐる議論があり、自然との調和を保ちながら森林の利用を図っていくことが社会的に重要視される中、高度経済成長期には、木材需要の増大に対応するため全国的に天然林の伐採が進められ、白神山地では中央部を縦断する「春秋林道」が計画された。これに対し、地域住民等から天然林等に対する保護の要請が高まり、計画は中止された。このように、昭和 60 年代に入り、原生的な森林生態系の保全など自然保護への配慮が一層求められるようになったこと等を受け、平成 2 年…」 (6 頁)

イ. 利用状況

6 頁 6 行目

意見 17 「マタギ」について、17 世紀以降の記述となっているが、このはるか以前から 1,000 年余にわたって続けられてきたものと聞いている。順序を変えた方がよろしいと考える。

マタギに関する記載については、現状において文書資料等（今回確認しているのは『津軽藩庁御国日記』の記載）において明らかにその存在を確認できる範囲で記しており、原文のとおりとします。

7 頁 10 行目	<p>意見 18 「持続的な山野の資源利用が広範におよんでいた」と過去形で記述され、「白神山地の恵みを基盤とした伝統的な生活様式に基づく利用に代わり…登山等の利用がなされている。」とされているが、この地域では地元民が現在でもさかんに山の恵みを利用している。追加して記述される必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「以上のような現在では、白神山地の恵みを基盤とした伝統的な生活様式に基づく利用に代わりを残しつつも、今日の白神山地では、主に観光、自然探勝、登山等の利用がなされている主体となっている。」(7 頁)</p>
7 頁 12 行目	<p>意見 19 「以上のような白神山地の恵みを基盤とした伝統的な生活様式に基づく利用は、減少したとはいえ続いており、さらに今日の白神山地では、<u>主に</u>観光、自然探勝、登山等の利用も盛んになっている」とするべき。遺産地域内はともかく周辺地域ではいまでも日常的に、伝統的な生活様式に根ざして植物や菌類等を利用している。</p>	<p>同上</p>
7 頁 14 行目	<p>意見 20 「入山者の増加による自然環境への影響が懸念された」とあるが、現在では減少に転じている。自然環境への影響はどの程度あったのか。巡視員として遺産地域を歩いてきたが、一部樹木の損傷などあるが、山地総体として「懸念される」ほどのことはないように思う。そのことについても記述されてはどうか。</p>	<p>「3. 遺産地域の概要」では、現状として確認されている情報を記載していることから、原文のとおりとします。</p> <p>なお、今後も「懸念される」ことが無いかについてはモニタリング等を踏まえて判断していく必要があります。</p>

7 頁 14 行目

意見 21 議論を経て、立ち入りが制限されたのであれば、また議論を経て立ち入り制限をゆるめ、地元住民による山菜採りや狩猟等を認めて欲しい。年間 5 万人前後の入山者による自然環境への影響はどれほどのものなのか示して欲しい。山菜、キノコ採りはもちろん、釣りや狩猟、たき火など自然に親しみ、自然の恵みを受ける行為は生態系の範囲内で続けられるはずだし、後世に伝えなければならぬ文化である。

意見 22 核心地域の 27 ルートへの入山申請数、および緩衝地域 13 地点のモニタリングによる入山実績データを過去 20 年間で分かる範囲すべてを示して欲しい。本計画書に記載が難しい場合は、参照データとして「白神山地世界遺産地域管理計画 巻末付表等」に付記して欲しい。

核心地域への入山の取扱い等の遺産地域における利用のあり方については、遺産地域に及ぼす影響に係る科学的なデータの蓄積と、多様な意見の集約が必要であり、引き続き検討していきます。

なお、山菜採りについては、林野庁長官通達「保護林の再編・拡充について」に基づき平成 2 年に策定された「白神山地森林生態系保護地域管理計画」において、「保存地区（遺産地域の核心地域）については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。」とされています。このため、学術研究など特別に必要と認められた行為を除き、山菜採りなど人手を加える行為については、ご遠慮願っているところです。魚釣りについては、漁業権を有している各漁業協同組合が資源管理の観点から禁漁区を設定しているものです。焚き火については、当該地域に限らず山火事防止の観点から国有林内では禁止されています。狩猟については、意見 35 の回答をご参照下さい。

核心地域 27 ルートへの入山届出数については、「白神山地世界遺産地域巡視員会議」の会議資料で公開しておりますので、事務局の東北森林管理局までお問い合わせ下さい。また、「白神山地世界遺産地域及び周辺地域への入山者数調査」の結果については、白神山地世界遺産センターのホームページで確認することが出来ます。

	<p>意見 23 どれくらいの人数が入ると、どのような懸念が想定されるのか具体的に示してほしい。過剰な保護はコスト増にもなるので、適正な保護とはどの程度であるべきなのかを数値で判断できるようにする。</p>	<p>意見 21 の回答をご参照下さい。</p>
<p>4. 管理の基本方針</p>	<p>意見 24 利用者（登山者）の意見が反映されていない。必要以上の利用制限をしないでほしい。『規制』は悪意を持った利用者の排除もできるが、可能性も同時になくす。この先の『世界遺産・白神山』の可能性のためにも、利用者（登山者）にもっとひらかれた計画案の作成を望む。</p>	<p>意見 21 の回答をご参照下さい。</p>
<p>(1) 管理の目標</p>		
<p>(2) 管理体制</p>	<p>意見 25 科学委員会を設置することは8頁(2)管理体制に述べられているが、役割は9頁、16頁、18頁で助言を行うことと連絡会議との連携にとどまっている。生態系の保護・保全のベースになるのは科学的知見であることを考えると、行政や地元の利害と並列した関係にあるべき。その上で、科学委員会の役割、位置、等を明確に示したほうが良い。</p>	<p>科学委員会は、遺産地域の順応的管理を行う上で管理機関に助言する重要な組織であり、その意見を最大限反映させることとしていますが、管理に責任を負うのは行政機関であると考えており、原文のとおりとします。</p>
<p>(3) 地域区分による管理</p>		

ア. 核心地域 (A
地域)

9 頁 4 行目

意見 26 核心地域の入山規制において両県とも届け出制としてはほしい。現在の、核心地域の、青森県側は届け出制で入山でき、秋田県側は原則入山禁止という措置について、足並みを揃えてほしい。また、遺産地域の自然環境を将来にわたり管理していくため、遺産地域を周知する人たちを養っていく上でも、入山規制を緩和する必要がある。

意見 27 登山を制限しないでいただきたい。白神山地の核心部は、その特徴から多数の登山者が入れる地域でなく、限られた熟達者のみの入れる沢登りや冬期の積雪期登山の場所であり、入山規制することは登山界の発展を妨げる。27 ルートに限って認めるということを撤廃し、「届出さえすれば良い」ことにしていただきたい。

イ. 緩衝地域 (B
地域)

2 行目

意見 28 A 地域において「自然環境」に影響を及ぼす行為とは、どのような行為をどれくらいの量なのか、B 地域においてどのような行為をどれくらいの量を行うことで A 地域の「自然環境」に影響が及ぶのか具体的に示して欲しい。

意見 21 の回答をご参照下さい。

意見 21 の回答をご参照下さい。

自然環境に及ぼす影響については今後モニタリングを継続し、科学的なデータに基づき判断していきたいと考えます。

	<p>意見 29 「自然環境」に影響を及ぼすとは、壊滅的な影響、回復まで長期間かかる影響、1年で自然治癒する程度の影響…など、影響にも段階が有ると思われる。よって「影響」のレベルと、その「影響」になるまでにはどのような行為と量なのかを数値化してほしい。</p>	<p>同上</p>
<p>5. 管理の方策</p>	<p>意見 30 「管理の方策」全般について、イヌワシ、クマゲラ、クマタカなどの種名は頻繁に使われているが植物の種名は全く記載されていないため、植物には思いがいたっていないような印象を受ける。イの（カ）国内希少野生動植物種とウ生態系の保全・管理に反映されるべき。</p> <p>意見 31 5の「管理の方策」を「管理・<u>利活用</u>の方策」としてはどうか。この項の（2）遺産地域の適正な利用に“利活用”方策が記述されている。また、利活用しないと自然の大切や大事さがわからない、伝わらないと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下線部を追加します。なお、遺産地域及びその周辺地域において国内希少野生動植物種に該当する植物の記録はありません。</p> <p>「…その全域において各種開発行為や樹木の伐採、<u>アオモリマンテマ、ミツモリミミナグサ等の希少種を始めとした植物</u>の採取等が規制されている。」（13頁）</p> <p>項目名に関しては、適正な利用のあり方を含めて「管理」の方策としていることから、原文のとおりとします。</p>

<p>(1) 生態系の保全</p>	<p>意見 32 遺産地域内のすべての河川は禁漁区となっているが、指定区域内での違法な釣り行為が未だに行われている。地域で頑張っている関係団体や巡視員のためにも、釣りに限らず指導、注意する際の対策について、もう一步踏み込んだ具体的な対策を講じていただきたい。</p>	<p>遺産地域内では、地域の方々をはじめ関係漁業協同組合や地元警察の協力のもと、関係行政機関において巡視活動を行っております。ご意見は参考にさせていただきます。</p>
<p>イ. 遺産地域における保護制度等 (エ) 天然記念物 6行目</p>	<p>意見 24 と同様</p> <p>意見 33 「カモシカ」について4頁では、「ニホンカモシカ」となっている。後者が正しい。</p> <p>意見 34 「カモシカ」は「ニホンカモシカ」にする。</p>	<p>文化財保護法に基づく天然記念物としては「カモシカ」として指定されています。この項目では保護制度の概要を記載しておりますが、誤解の無いよう下線部を追加します。</p> <p>「遺産地域に生息・生育する動植物のうち、カモシカ <u>(ニホンカモシカ)</u> が特別天然記念物に…」 (11頁)</p> <p>同上</p>

(オ) 鳥獣保護区

5 行目

意見 35 10 年を期限として鳥獣保護区が指定され狩猟が禁止されている。山の恵みをいただく狩猟、採取等はそのために通った山道、情報伝達のためのナタ目まで含めて、1000 年続くマタギ文化として尊重し、遺産地域でも復活させ継承する体制を望む。自然保護と永続して自然を利用するマタギ文化は対立するものではなく、マタギについては入山規制を外すことが必要。

(キ) 保安林

意見 36 世界遺産地域全てが指定され、実際に機能している「保安林」の説明を (ア) の自然環境保全地域と同様に具体的な内容にする。また、世界遺産地域全域をカバーしていないため、保護規制では保安林より重要度が低い自然環境保全地域等より前に記載する。

白神山地の自然が守られて来たのは、自然の恵みを大切にしてきたマタギを含め地域の方々や関係団体によるところが大きいと考えており、また、その精神は自然環境の保全とも相通じるところがあると認識しています。しかし、現時点ではマタギの方のみを特定し、限定的に規制を解除することは困難であると考えますので、ご意見は今後の参考とさせていただきます。

生態系の保全のための管理方策について記載している項目であることから、本文については原文のとおりとします。なお、ご意見を踏まえ、保安林の規制内容については、「巻末付表等」の「主な規制内容等」を以下のとおり修正します。
「立木の伐採や、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を~~変~~変更等~~の~~する行為については、都道府県知事の許可が必要（第 34 条）」（巻末付表等）

<p>ウ．生態系の保全・管理</p> <p>1 行目</p>	<p>意見 37 本項目及び巻末付表等に禁漁区の記載を追加する。これまでの立木の伐採・損傷等の法令違反、魚類の捕獲違反、入山禁止区域への立ち入り、キャンプやたき火等のマナー違反の多くは釣り行為者によるものと思われる。遺産地域の全ての河川は禁漁区に指定されているが、具体的な内容が記載されていない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り禁漁区の記載を追記します。また、巻末付表等においても表 2 として禁漁区の記載を追記します。</p> <p><u>「(ク) 禁止区域 (水産動植物の採捕) 「禁止区域」は、水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法に基づき遺産地域に関係する各内水面漁業協同組合が、「第 5 種共同漁業権遊漁規則」及び「第 5 種共同漁業権行使規則」により指定する区域である。」</u> (12 頁)</p>
<p>13 頁 7 行目</p>	<p>意見 38 「ブナ群落」という用語は、ここだけに使われているが、「ブナ林」ではいけないのか。</p> <p>意見 39 「魚類については、遺産地域内のすべての河川が禁猟区…」とあるが、緩衝地域については禁漁した時としない時の差があるように思えないし、差を数値で示していないのでわからない。遺産登録前に釣りをしていた行為が、白神山地の自然環境に影響を及ぼしてきたという根拠を示さないと、禁漁にしなければならない理由が不明確。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「遺産地域には、白神山地を代表するブナ群落林のほか、多様な植物群落が成立しており、それを基盤として様々な動物が生息し、ブナ林を中心とする多様な生態系が成立している。」 (12 頁)</p> <p>禁漁区については、各漁業協同組合が各河川の上流部を天然産卵の場として、水産資源の生態系保護等のために指定しているものです。その他の保護制度等と異なり、漁業権を有している各漁業協同組合の権利として指定されているため、以下のとおり修正します。</p> <p>「魚類については、遺産地域内のすべての河川が、<u>漁業権を有している各漁業協同組合により採捕の禁止区域禁漁区</u>に指定されている。」 (13 頁)</p>

意見 40 核心地域と緩衝地域外の河川部分は釣っても良いのかどうか、地図に分かるよう図示して欲しい。

意見 41 魚類の禁猟区を解除すべきである。巻末付表等には、「白神山地自然環境保全地域野生動植物保護地区において、保護すべき野生動物は指定されていない。」とあり、魚類で保護すべき野生動物に関する記載はどこにもみられず、禁猟区にする法的根拠がない。

意見 42 どういう法令で遺産地域内での魚釣りが禁止されているのかがわからない。魚類保護のためであれば全て禁漁にする必要は無く、赤石川、追良瀬川、笹内川の三河川交互の禁漁・解放にするべき。また、厳格に管理するには各漁協に監視を依頼すればいいのではないか。

世界遺産区域及びその周辺地域の河川については、各漁業協同組合に漁業権が免許されており、各漁業協同組合の遊漁規則により禁漁区域をはじめ遊漁に関する各種制限について定めています。禁漁区域の範囲等についてはそれぞれの河川を所管する各漁業協同組合または青森県水産振興課漁業管理グループ、秋田県水産漁港課へお問い合わせください。

意見 37・40 の回答をご参照下さい。

同上

<p>エ. 気候変動等への対応</p> <p>8 行目</p>	<p>意見 43 ブナ以外の種にも同様の注意を払うべきであるため、「特に地球温暖化については、白神山地を代表する純度の高い<u>原生的な</u>のブナ林生態系全般に大きな影響を及ぼすおそれがあり、将来的にはブナ林の生育に適した区域が減少するとの予測があることを踏まえ、ブナ林の動態の経年変化を<u>十分に監視していく必要があるとともに、それ以外の多種多様な群落においても同様の注意を払いつつ、モニタリングを実施する。</u>」等のように改める。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「特に地球温暖化については、白神山地を代表する純度の高い<u>原生的な</u>のブナ林生態系全般に大きな影響を及ぼすおそれがあり、将来的にはブナ林の生育に適した区域が減少するとの予測があることを踏まえ、ブナ林の動態の経年変化を<u>重点的に十分にモニタリング監視していくこととする。また、それ以外の多種多様な群落においても同様の注意を払いつつ、モニタリングを実施する必要がある。</u>」 (14 頁)</p>
<p>(2) 遺産地域の適正な利用</p> <p>ア. 基本的な考え方</p> <p>2 行目</p> <p>4 行目</p> <p>6 行目</p>	<p>意見 27 と同様</p> <p>意見 44 「緩衝地域 (B 地域) では…利用することができるものとする。」とあるが、文書通りであれば、核心地域の保全のための制限を設けつつも、緩衝地域では釣りや山菜採りを行なっても良いのではないか。ただし、届出や釣果報告などをするなどの義務も課す必要はあると思う。そのための法令範囲の変更が必要になる。</p> <p>意見 45 関係法令等を改定し、狩猟や魚釣りについて規制緩和してほしい。屋久島や知床と比べ白神山地は自然と共生し触れ合うことに対して規制が厳しい。マタギの狩猟に対しては期間や狩猟範囲</p>	<p>意見 21 の回答をご参照下さい。</p> <p>意見 21・35 の回答をご参照下さい。</p>

	<p>に例外を設け、文化として保護することが必要。魚釣りについては緩衝地域まではキャッチアンドリリースといった規制までにはどうか。</p> <p>意見 42 と同様</p> <p>意見 46 厳しすぎる入山規制で地元住民が閉め出されている。乱獲等を懸念するのであればパトロール人員を増やしガイドをつけての入山を認めることで地元住民の雇用にもつなげてはどうか。白神山地の素晴らしさを後世に伝えるには、人数制限や地元のガイド付き入山といった最低限の規制は必要だが、直接見て体験してもらうしかない。</p> <p>意見 47 目的に添ったエコツーリズムならよいのだが、一般的には観光旅行の一環として名を借りた旅行業者等のツアーが多い。文章だけの、形だけの配慮とならないよう政策的取り組みを望む。</p> <p>意見 48 「…ガイドラインを関係行政機関と地元市町村が民間と協働して作成し…」のように変更して、取組みの主体を明示する。少なくともガイドライン作りについては、民間ベースのみだと利用が主体になることも危惧されるので、関係行政機関と地元市町村も責任をもって関わるべき。</p>	<p>意見 21 の回答をご参照下さい。</p> <p>なお、現状として青森県側の核心地域への入山は指定されたルートに限り事前に届出を行えば入山可能となっています。</p> <p>現在、白神山地を取り巻く周辺市町村を中心に環白神エコツーリズム推進協議会が組織され、適正なエコツーリズムの推進に向けた取り組みが始まっています。ご意見は連絡会議において共有し、このような関係団体とも協力して取り組んで参ります。</p> <p>ご意見を踏まえ、下線部を追加します。 「…ガイドラインを<u>関係行政機関と地元市町村が関係団体等の協力を得て作成し、持続可能な利用と保全の両立を図っていく。</u>」(15 頁)</p>
(3) 巡視活動		

<p>(4) 生態系の保全に配慮した施設整備・管理</p>		
<p>(5) 環境教育、情報の発信と普及啓発</p> <p>8 行目</p>	<p>意見 49 ①について、「地元」や「小・中学生」に限定すべきでない。次世代に引き継ぐべき人材は近隣町村の小・中学生ばかりでなく、むしろその良さに気づく者は近隣以外の者が多い。また、引き継ぐべき意識が芽生えるのは、多感で学習・研究意欲が強まる中・高・大学生である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正します。</p> <p>白神山地の自然等に関するセミナー、地元小・中学生児童・学生等を対象とした森林教室や自然体験活動、ガイド事業者を対象…」(15 頁)</p>
<p>(6) 調査研究・モニタリング</p>	<p>意見 50 モニタリングのためにも、核心地域、緩衝地域ともに釣りや山菜採りのモニタリングを定期的に行う必要がある。調査捕鯨のように、魚や山菜の生息数の調査を行うことで、自然遺産地域内の生物の動向・増減を把握することが出来る。</p>	<p>各種モニタリング調査については、「白神山地世界遺産地域モニタリング計画」に基づき、科学委員会の助言を得つつ、優先順位を付けて計画的に進めて参ります。</p>
<p>(7) 関係行政機関及び地元市町村の体制</p>	<p>意見 51 保安林の担当課は両県とも自然保護課ではないことから、保安林担当課を追記する必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正します。</p> <p>「エ. 青森県 <u>各担当課自然保護課</u>において、国定公園及び県立自然公園の保全・管理、野生生物の保護管理、<u>保安林としての管理</u>を行う。」(17 頁)</p> <p>「オ. 秋田県 <u>各担当課自然保護課</u>において、県立自然公園の保全・管理、野生生物の保護管理、<u>保安林としての管理</u>を行う。」(17 頁)</p>

<p>カ. 鱒ヶ沢町・深浦町・西目屋村・能代市・八峰町</p>	<p>意見 52 隣接する市町村でない能代市、八峰町を入れるのであれば、弘前市も同様に入れるべき。鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村では人口減による管理業務のサービス低下が懸念されるため、隣接する弘前市を加えるというバックアップ体制は必須。</p>	<p>現在は遺産地域を含む又は接している市町村として「鱒ヶ沢町・深浦町・西目屋村・能代市・八峰町」が地域連絡会議のオブザーバー機関として参画していることを踏まえて記載していることから、原文のとおりとします。</p> <p>なお、遺産地域を保全する上では、広域的な視点に立って管理する必要があることから、その他の周辺地域における取組も重要であると認識しており、「6（3）地元市町村の周辺地域における取組」を記載しております。</p>
<p>(8) 地域との連携・協働</p>	<p>意見 53 関係内水面漁業協同組合、環白神エコツーリズム推進協議会との連携・共同を追加する。生態系の保護には、関係漁協との連携・協力が不可欠。また、エコツーリズムの担い手に関して言及していないため、現在活動している協議会との連携・共同を記載する。</p>	<p>遺産地域の関係団体や地域住民等の積極的な参加、協力を得ることにより遺産地域の保全や適正な利用を推進することとしており、原文のとおりとします。</p>
<p>6. 計画の実施その他の事項</p>		
<p>(1) 計画の実施</p>		
<p>(2) 計画の見直し</p>		
<p>(3) 地元市町村の周辺地域における取組</p>		
<p>7. おわりに</p>		

□巻末付表

項目	意見の要旨	対応
表1 白神山地世界遺産に係る各種制度の概要	<p>意見 41 と同様</p> <p>意見 42 と同様</p> <p>意見 54 環境庁が告示した 108 種については、この発表後に判明したシラガミクワガタ、ユキワリソウ、ウスユキソウ等の追加や、ミヤマハンショウヅルをコミヤマハンショウヅルにするといった見直しが必要。「青森県告示の赤石溪流暗門の滝…」の表については、カラフトミミナグサ、コアツモリソウ、ミヤマハンショウヅルは本当に自生しているのか疑問。</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
表2 白神山地の自然学習・情報発信に係る各主要施設一覧		
管理体制の概要	<p>意見 55 他の自然遺産の連絡会議と同様に、会則の第3条（組織）に関係内水面漁業協同組合及び環白神エコツアーリズム推進協議会を追加する。多方面から生態系の保護と適正な利用による管理を行う必要があることから、今回の改定に合わせて会則の改正も提案する。</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

世界遺産条約の概要	意見 56 2 目的の内容を修正し、世界遺産条約の抜粋を掲載する。これまでの管理計画は、条約の目的・意義が明確に国民・関係者に伝わらない内容であった。	意見 2 の回答の通り修正します。
-----------	--	-------------------

□その他

	意見の要旨	対応
	<p>意見 57 自然遺産の目的に合わせた管理計画の策定をしてほしい。ユネスコが提唱しているように、自然遺産は、人々がその自然を利用し、親しむことで理解を深めるためのものであり、単に自然生態系の保護や保存に走るべきでない。</p>	<p>管理計画では、自然遺産として評価された顕著で普遍的な価値を、将来にわたって保全していくことを目標としていますが、その価値を広く普及していくため、エコツーリズム等を通じて適正な利用を図っていくこととしています。なお、利用のあり方については意見 21 の回答をご参照ください。</p>
	<p>意見 58 日本や白神山地の個性を大切にしたい管理計画にしてほしい。子孫に遺産として伝えるべきは、人の姿の全くない森林生態系ではなく、自然の恵みや厳しさと共に生きていく生き方。他の世界遺産とは違った白神山地ならではの計画があってしかるべき。また、自然と向かい合う経験を体験し学ぶ上で焚き火は禁止されるべきではなく、釣りも全面禁止ではなく、河川のローテーションや源流域を禁漁にするなど、持続可能な釣りも可能。</p>	<p>意見 21 の回答をご参照下さい。</p>
	<p>意見 59 管理計画策定のための組織改革をしてほしい。白神山地の森林開発に疑問を投げかけ中心になって活動したのは、山歩きや溪流釣りを通して白神山地をよく知っていた弘前市を中心とする津軽地方の人たち。行政区域が含まれるか否かではなく、文化的活用や観光などの活用に関わる重要な地理的位置にある弘前市を加えるべき。</p>	<p>意見 52 の回答をご参照下さい。</p>

	<p>意見 60 ルート規制、釣り・たき火・山菜採り禁止の撤廃を提案する。登山道や林道を作らなければ、過酷な自然が十分入山規制になる。様々な人達に白神山地本来の良さを体験するチャンスを残すことが自然遺産の保護につながる。ただし、今後さらにより管理方法を検討していく事も大切であり、入山、釣りやたき火に関して状況などの報告をお願いし、それをインターネットを通じて皆で把握・観察できるシステムを提案する。</p>	<p>意見 21 の回答をご参照下さい。</p>
	<p>意見 61 白神山地世界遺産登録後、白神山地を引き継ぐべき人材が大幅に増えたとは言えがたい。原因の一つに生徒を指導する先生方に対するアプローチが足りないのではと推察する。その対策として、先生方に対する体験学習、教師用白神山地教本の支援・整備、学校、団体等学習企画に対する相談総合窓口の設置…、等を提案する。</p>	<p>ご意見は連絡会議で共有させていただきます。なお、学校教育における環境教育の支援を目的として、北東北三県（青森県、秋田県、岩手県）では、環境副読本「まもろうみんなの地球～わたしたちのふるさと～」及び教師用の手引き書を作成し、青森県、秋田県、岩手県の小学五年生に配布しており、その中で、白神山地についても取り上げています。また、白神山地ビジターセンター及びあきた白神体験センターでは、教育機関向けに自然体験・環境教育のフィールド及びプログラムの提供などの支援を行っています。</p>
	<p>意見 62 白神山地が世界遺産になったことで、弘前大学が地域の役割として、各学部とも研究や情報発信に力を入れた。各学部の他、地域共同研究所や白神自然環境研究所等の各種研究、活動が行われるようになった。科学委員会の委員としてメンバーに入っているが、ワーキンググループの主体として今後の積極的活動に期待したい。</p>	<p>ご意見は連絡会議で参考とさせていただきます。</p>

	<p>意見 63 環境省が支援するブナモニタリング調査会の調査地が核心地域内にあり、多くの方々から、道が荒れた、リタートラップや人数等からクマゲラに影響があるとの指摘・注意を受けてきた。当初の3年ほどの研究事業として行うのは問題が少ないが、長年、毎年継続調査をするなら緩衝地域に移動し、遺産地域は5年に一度とかにできないものか。</p>	<p>ブナ林モニタリング調査の方法については学術的な立場から自然環境への影響が最小限となるよう配慮して行われていますが、ご意見は白神山地ブナ林モニタリング調査会とも共有させていただきます。</p>
	<p>意見 64 環境省等は、世界の各種成功例、失敗例情報の蓄積があるはず。国が主体となり、管理計画のみならず連携や枠組み等への積極的アプローチ、実験事業等に取り組んでほしい。一町村や一団体が行うような事業からの脱却を望む。</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>意見 65 ブナ街路樹運動について、遺産登録県として一定程度ほしいと思うが、街路樹は、1本1本間隔を置き植栽され、植栽面積が広くないこと等植栽環境が適しているとは言いがたい。青森市の柳町街路にブナ植樹がされたことがあるが、植林後にほとんど枯れてしまったのを見ている。</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>意見 66 関係行政機関以外の機関等が遺産地域内で調査を実施する場合の許可等のプロセスを明確化していただきたい。管理計画には「関係行政機関以外の機関が調査をする場合は、別途に定める所定の手続きに従い、許可を得てから調査する」などの文章を加え、何らかの形でルールを部外者にわかるように明示すべき。</p>	<p>遺産地域に係る各種制度の規制内容や区域については、「巻末付表等」及び付随する図に示しています。 なお、個別の手続き方法については、各機関のホームページで確認できます。</p>

	<p>意見 67 入山規制とアクセスの困難さが白神山地の保全に大きな役割を果たしているが、大変近づきたい存在になっている。核心地域はこのままの保全を望むが、緩衝地域においては、登山道などのレクリエーションや自然との触れ合いの場を増やすべき。また、原生林だけでなく地域文化も保護し後世に残してほしい。</p>	<p>緩衝地域及び遺産地域周辺地域においては5（2）に示されているとおりにエコツーリズムを推進することとしています。また、地域文化については、5（5）のとおり、自然、歴史、文化等の環境教育・普及啓発活動を行うこととしています。</p>
	<p>意見 68 民意をくみ上げる姿勢が不足している。管理計画改定については平成23年1月の地域意見交換会一回だけ。本年1月の説明会も青森、秋田両県で一回ずつであったが、関係各市町村まで下ろして開催するべき。一般の関心を持つ個人・団体の意見を常時くみ上げていく姿勢が必要で、そのための仕組みを考えてほしい。</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>意見 69 核心地域への立ち入り規制について、生物種としての人間は哺乳類の一種でもあり、太古、古代時代から自然の中で幾多の植生種や動物種と共生してきたことから、入山禁止する論拠は誤りである。</p>	<p>意見21の回答をご参照下さい。</p>
	<p>意見 70 巡回活動に関して、以前、奥赤石林道を歩行中に巡回員がワンボックスを止めることなくすぐ横を時速30キロ程度で走っていき、ビックリした。巡回員は現場での指導だけにとらわれるのではなく、道中も注意してほしい。</p>	<p>ご意見は連絡会議及び巡視員会議で共有させていただきます。</p>

	<p>意見 71 遺産登録 20 周年を迎え生態系が保持されてきたのは喜ばしいが、現場の実態は徒に禁止の声ばかりで、学術研究の場のようなイメージのみ。管理計画に記載されている観光、自然探勝、登山等による利用やエコツアーリズムは大いに推進すべきで、同時に受け入れ体制の諸施設整備への先行投資が不可欠。</p>	<p>遺産地域の利用のあり方については意見 21 をご参照下さい。</p>
--	--	---------------------------------------